

国民健康保険の税率を見直します

令和7年度から段階的に変わります

問／保険年金課

☎463-0283

埼玉県では、令和8年度までに国民健康保険財政の赤字を解消するとともに、令和9年度に県内市町村の国民健康保険税率を、県が示す標準保険税率とすること（以下「準統一」という。）を「第3期埼玉県国民健康保険運営方針」に定めています。

本市でも、この準統一に向け、次のとおり保険税率を改正します。

①令和7年度から段階的に保険税率を改正します。

令和7年度の保険税率を、令和6年度の標準保険税率を踏まえて下表太枠内のとおり改正します。令和8年度以降の保険税率は、決まり次第お知らせします。

②令和9年度から賦課方式を変更します。

令和8年度まで → 4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）

令和9年度から → 2方式（所得割・均等割） ※資産割と平等割がなくなります。

国民健康保険は、
国民皆保険の根幹をなす
大切な制度ですので、
ご理解・ご協力をお
願いします。



区分		令和6年度 保険税率（現行）	令和7年度 保険税率（改正）	差	県が示す標準保険税率 （朝霞市・令和6年度）
医療	所得割	7.7%	7.6%	▲0.1%	7.25%
	資産割	33%	20%	▲13%	—
	均等割	12,000円	22,000円	10,000円	42,998円
	平等割	14,000円	7,000円	▲7,000円	—
	課税限度額	65万円	65万円	±0	65万円
支援金	所得割	2.0%	2.3%	0.3%	2.92%
	均等割	9,000円	12,000円	3,000円	16,901円
	課税限度額	22万円	24万円	2万円	24万円
介護	所得割	1.7%	2.0%	0.3%	2.42%
	均等割	9,000円	12,000円	3,000円	17,164円
	課税限度額	17万円	17万円	±0	17万円
合計	所得割	11.4%	11.9%	0.5%	12.59%
	資産割	33%	20%	▲13%	—
	均等割	30,000円	46,000円	16,000円	77,063円
	平等割	14,000円	7,000円	▲7,000円	—
	課税限度額	104万円	106万円	2万円	106万円

※令和8年度以降の保険税率は、今後公表される令和7年度以降の標準保険税率を踏まえて検討するため未定です。

※令和8年度以降の課税限度額についても、法律の改正により変更となることがあります。

保険税率の改正により、保険税額がどのくらい変わるのか、4つのモデルケースで示します

- ① 単身世帯（70～74歳1人加入、年金収入140万円、固定資産なし）の場合 **7割軽減**

令和6年度	→	令和7年度	差額
10,500円		12,300円	1,800円増

- ③ 3人世帯（40歳代2人・小学生以上1人加入、給与収入240万円、固定資産税12万円）の場合 **2割軽減**

令和6年度	→	令和7年度	差額
248,800円		269,600円	20,800円増

- ② 2人世帯（50歳代2人加入、給与収入120万円、固定資産税14万円）の場合 **5割軽減**

令和6年度	→	令和7年度	差額
108,200円		103,600円	4,600円減

- ④ 3人世帯（40歳代2人・小学生以上1人加入、給与収入400万円、固定資産なし）の場合 **軽減なし**

令和6年度	→	令和7年度	差額
360,600円		410,100円	49,500円増

市ホームページに、準統一に向けた詳しい改正内容のほか、令和7年度の保険税率での試算表（簡易版）を掲載しています。右のコードからご確認ください。

また、改正内容について説明する「DVDの貸し出し」や「あさか学習おとどけ講座」も利用できますので、ご希望の方はお問い合わせください。

